

ISO/TC 188/SC 1 (個人用安全ぎ装品分科委員会) 担当分

議長: Mr Dipl.-Wirtsch.-Inf. (FH) Benjamin Bernhardt (ドイツ)、幹事国: フランス (AFNOR)

担当	規格番号	標題	標題(邦訳)	概要	制定等年月日	JIS化の状況／参照
SC 1	ISO 10862:2009	Small craft - Quick release system for trapeze harness	舟艇一トラピーズハーネスの急速解除システム	舟艇用トラピーズシステムの迅速離脱装置の必要要件とテスト方法を取り纏めたもの。この装置はトラピーズシステムから解除失敗により溺死するリスクを最小にし、障害物から着衣を迅速に離脱させることを目的とする。 2021年2月の会議で2020年定期見直しの結果を考慮し、確認となった(決議1/2021-02-22/26)。	2009.06.15	—
SC 1	ISO 12401:2009	Small craft - Deck safety harness and safety line -- Safety requirements and test methods	舟艇一デッキセーフティーハーネス及びセーフティラインー要求事項及び試験方法	甲板安全ハーネス及び安全索のための性能、大きさによる分類、表示並びに試験方法に対する要件を取り纏めたもの。この規格は、浮いているレクリエーション船の暴露したコックピット又は作業甲板にいるときに、全ての人々に着用されることを意図したハーネス及び索に適用できる。この規格は、ディンギー・トラピーズ・ハーネス、ウインドサーフィン・ハーネス、高速モーターボートのシートハーネス及び高所からの転落防止を意図しているハーネスには適用できない。 2017年11月に発生したヨットの事故を機に、2019年12月の会議で英国から改訂提案が出され、2020年6月のウェブ会議でPWI(予備業務項目)として登録する決議を採択した。	2009.08.01	—
SC 1	ISO/CD 12401	Small craft — Deck safety harness and safety line — Safety requirements and test methods	舟艇一デッキセーフティーハーネス及びセーフティラインー要求事項及び試験方法	2021年9月に開催されたウェブ会議において、フック等の備品の定義を明確化する必要性が意見され、2022年11月28日-12月1日に開催された東京会議にて、AWI段階からの改訂作業の実施が議決された。 7月7日を回答期限としてCD照会が実施された。日本からは意見の提出は無かった。	CD照会終了 2023.07.07	—
SC 1	ISO 12402-2:2020	Personal flotation devices - Part 2: Lifejackets, performance level 275 -- Safety requirements	個人用浮遊具一第2部:浮力275Nの救命胴衣ー安全要求事項	浮力275Nの救命胴衣の安全要件を取り纏めたもの。過酷な状況でのオフショアでの利用等における成人、子ども及び幼児用の救命胴衣に適用する。 ウィーン協定(Vienna Agreement)対象。	2020.07.31	—
SC 1	ISO 12402-3:2020	Personal flotation devices - Part 3: Lifejackets, performance level 150 -- Safety requirements	個人用浮遊具一第3部:浮力150Nの救命胴衣ー安全要求事項	浮力150Nの救命胴衣の安全要件を取り纏めたもの。一般、オフショアあるいは荒れた海での利用等における、成人、子ども及び幼児用の救命胴衣に適用。 ウィーン協定(Vienna Agreement)対象。	2020.07.31	—
SC 1	ISO 12402-4:2020	Personal flotation devices - Part 4: Lifejackets, performance level 100 -- Safety requirements	個人用浮遊具一第4部:浮力100Nの救命胴衣ー安全要求事項	浮力100Nの救命胴衣の安全要件を取り纏めたもの。平水や穏やかな海域で用いる成人、子ども及び幼児用の救命胴衣に適用。 ウィーン協定(Vienna Agreement)対象。	2020.07.31	—
SC 1	ISO 12402-5:2020	Personal flotation devices - Part 5: Buoyancy aids (level 50) -- Safety requirements	個人用浮遊具一第5部:浮力50Nの浮遊具ー安全要求事項	浮力50Nのライフベストの安全要件を取り纏めたもの。平水や穏やかな海域で用いる平水で利用される体重25kg以上の成人及び子ども用のライフベストに適用。 ウィーン協定(Vienna Agreement)対象。	2020.07.31	—
SC 1	ISO 12402-6:2020	Personal flotation devices - Part 6: Special application lifejackets and buoyancy aids -- Safety requirements and additional test methods	個人用浮遊具一第6部:特別適用の救命胴衣及び浮き具ー安全要求事項及び追加試験方法	大人、子どもおよび幼児用の救命胴衣及びライフベストの特殊目的のための安全要件及び追加の試験要件を取り纏めたもの。この規格はISO 12402-2, 3, 4及び5(2020年版)と併せて用いることが想定されている。 ウィーン協定(Vienna Agreement)対象。	2020.07.31	—
SC 1	ISO 12402-7:2020	Personal flotation devices - Part 7: Materials and components -- Safety requirements and test methods	個人用浮遊具一第7部:材料及び構成部品ー安全要求事項及び試験方法	個人用浮遊具に使用する材料及び構成部品の構造及び性能に関する最低限の要件および試験要件を取り纏めたもの。 IMOの救命設備試験勧告MSC.81(70)の第2.4項及び2.6.8項で脚注参照されている。 ウィーン協定(Vienna Agreement)対象。	2020.07.31	—

SC 1	ISO 12402-8:2020	Personal flotation devices - Part 8: Accessories -- Safety requirements and test methods	個人用浮遊具－第8部:附属品－安全要求事項及び試験方法	個人用浮遊具に使用されている付属品の安全要件および試験法を取り纏めたもの。 ウィーン協定(Vienna Agreement)対象。	2020.07.31	—
SC 1	ISO 12402-9:2020	Personal flotation devices - Part 9: Evaluation	個人用浮遊具－第9部:評価	ISO 12402-2～6(2020年版)の要件を満たす個人用浮遊具の評価プロセスを取り纏めたもの。この規格はISO 12402-2～6と併せて用いることが想定されている。 ウィーン協定(Vienna Agreement)対象。	2020.07.31	—
SC 1	ISO 12402-10:2020	Personal flotation devices - Part 10: Selection and application of personal flotation devices and other relevant devices	個人用浮遊具－第10部:個人用浮遊具及びその他の関連装置の選択及び適用	ISO 12402で定める個人用浮遊具及びISO 15027で定めるイマーションスーツの選択および適用のための要件および指針を取り纏めたもの。 製造者、サプライヤー、利用者および規制側がそれぞれの環境において使用する個人用浮遊具やスーツを適切に選択および適用できることを意図した規格。 ウィーン協定(Vienna Agreement)対象。	2020.07.31	—
SC 1	ISO 15027-1:2012	Immersion suits - Part 1: Constant wear suits, requirements including safety	イマーションスーツ－第1部:常時着用スーツの安全要求事項	低温による衝撃や低体温症などの影響から身体を防護するため、作業およびレジャー用の常時着用型(ドライ及びウェット)のイマーション・スーツの性能及び安全要件を取り纏めたもの。 ウィーン協定(Vienna Agreement)対象。	2018.03.05	—
SC 1	ISO/FDIS 15027-1	Immersion suits - Part 1: Constant wear suits, requirements including safety	イマーションスーツ－第1部:常時着用スーツの安全要求事項	2018年3月の定期見直し投票の結果、改訂することが決まった。2021年2月の会議で、サーマルマネキンによる試験を規格化するための水槽試験(ラウンドロビン試験)がCOVID-19の影響で遅れていることから、プロジェクトの凍結期間を6ヶ月延長することとなった。 3月28-29日に開催されたISO/TC 188/SC 1ウェブ総会の結果、本件に関するCD投票を実施することが決定した。日本は、CD投票に対して、「賛成」で回答した。 CD投票に提出されたコメントは、SC 1総会(2022.11.28-12.02)(於:海上技術安全研究所)にて審議された。 7月26日を投票期限としたDIS投票は承認された(日本は「賛成(意見無し)」で回答)。 メンバー国が提出した意見は、2023年9月4-8日にフランスで開催されたTC 188/SC 1で審議された。2023年11月-12月1日に開催されるウェブ会議で、継続審議が行われた。 現在FDIS投票の準備中であり、FDIS投票の結果は、9月9日-13日に米国で開催されるTC 188/SC 1総会で審議予定。 2012年版からの主な改訂点は以下のとおり。 —諸条件を改訂。 —4.3項に、その他のオプションアクセサリの要件を追加。 —表3に、SOLAS非断熱イマーション・スーツに相当する新しい熱性能レベルEを追加。 —表3に、スーツ性能レベルに対する最小浸水 CLO 値を追加。 —4.12項の性能要件が並べ替えられ、試験の順序を改善。 —4.12.5項に、手の保護のための着用時間の不足要件を追加。 —箇条5の表示の警告を改訂。 —箇条7の消費者情報を改訂。 —附属書Aを改訂。	FDIS投票準備中	—
SC 1	ISO 15027-2:2012	Immersion suits - Part 2: Abandonment suits, requirements including safety	イマーションスーツ－第2部:退船時着用スーツの安全要求事項	頭や手足など、低温による衝撃や低体温症などの影響から身体を防護するため、作業およびレジャーの緊急時に用いる退船時着用型(ドライ及びウェット)のイマーション・スーツの性能及び安全要件を取り纏めたもの。 ウィーン協定(Vienna Agreement)対象。	2018.03.05	—

SC 1	ISO/FDIS 15027-2	Immersion suits - Part 2: Abandonment suits, requirements including safety	イマーションスーツー第2部:退船時着用スーツの安全要求事項	2018年3月の定期見直し投票の結果、改訂することが決まった。2021年2月の会議で、サーマルマネキンによる試験を規格化するための水槽試験(ラウンドロビン試験)がCOVID-19の影響で遅れていることから、プロジェクトの凍結期間を6ヶ月延長することになった。 3月28-29日に開催されたISO/TC 188/SC 1ウェブ総会の結果、本件に関するCD投票を実施することが決定した。日本は、CD投票に対して、「賛成」で回答した。 CD投票に提出されたコメントは、SC 1総会(2022.11.28-12.02)(於:海上技術安全研究所)にて審議された。 7月26日を投票期限としたDIS投票は承認された(日本は「賛成(意見無し)」で回答)。 メンバー国が提出した意見は、2023年9月4-8日にフランスで開催されたTC 188/SC 1で審議された。2023年11月-12月1日に開催されるウェブ会議で、継続審議が行われた。 現在FDIS投票の準備中であり、FDIS投票の結果は、9月9日-13日に米国で開催されるTC 188/SC 1総会で審議予定。 2012年版からの主な改訂点は以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none">— 諸条件が改訂。— SOLAS非断熱イマーションスーツ (4.10項、表3を参照) に相当する新しい熱性能レベルEを追加。— スーツ性能レベル (4.10項、表3を参照) に対する最小浸水CLO値を追加。— 箇条5の表示の警告を改訂。— 箇条7の消費者情報を改訂。— 附属書Aを改訂。	FDIS投票準備中	—
SC 1	ISO 15027-3:2012	Immersion suits - Part 3: Test methods	イマーションスーツー第3部:試験方法	helicopter transit suits を含む常時着用スーツおよび退船時着用スーツの試験方法を取り纏めたもの。 ウィーン協定(Vienna Agreement)対象。	2018.03.05	—
SC 1	ISO 15027-3	Immersion suits - Part 3: Test methods	イマーションスーツー第3部:試験方法	2018年3月の定期見直し投票の結果、改訂することが決まった。 2012年版からの主な改訂点は以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none">— 4.3項に密封された保管バッグに保管されたスーツの温度及びサイクル試験手順を追加。— 4.5項に縫い目の引張強度の試験を追加。— 4.7項に浮力試験を追加。— 4.8項にスーツの強度試験を追加。— 4.9項に、リフティングループ試験を追加。— 4.12.2項の人間の被験者の数とサイズを修正。— 4.14.1項のサーマル マネキンの使用y条件を修正。— 附属書Bに「マネキン試験のテストプロトコルとチェックリスト」を追加。— 附属書Cに「サーマル マネキン-循環水の方法」を追加。— 附属書Dに「熱マネキンシステムの相関関係」を追加。— 附属書Eに「スーツ素材の断熱識別 - 試験方法」を追加。— 附属書Fに「冷水中の人体熱試験の医学的適性評価」を追加。 FDIS投票は承認され、現在、制定に向けた調整中。	制定に向けた 校正中	—